

## 青梅市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市風致地区条例（平成25年条例第38号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(種別ごとの指定基準)

第3条 条例第2条に規定する風致地区の種別ごとの指定基準は、次のとおりとする。

(1) 第1種風致地区 原則として10ヘクタール以上の規模とし、樹木または樹林の被度が大きく、樹相または林相に特色があつて、地形または水面の構成する景観が特に優れた地域

(2) 第2種風致地区 第1種風致地区以外の風致地区

(区域の指定)

第4条 青梅市長（以下「市長」という。）は、条例第2条の規定により風致地区について種別ごとの区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該風致地区の名称および種別ごとの区域を公告し、当該指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該風致地区内の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、市長に意見書を提出することができる。

3 市長は、風致地区について種別ごとの区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 風致地区についての種別ごとの区域の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

5 前各項の規定は、風致地区についての種別ごとの区域の変更について準用する。

(許可の申請)

第5条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる書類それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

(1) 青梅市風致地区内行為許可申請書（様式第1号）

(2) 別表に掲げる行為の区分による図面

(許可の通知等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請にかかる行為を許可したときは青梅市風致地区内行為許可書（様式第2号）を、不許可にしたときは青梅市風致地区内行為不許可通知書（様式第3号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

(申請の取下げ等)

第7条 第5条の規定による申請を行った者は、当該申請を取り下げようとするときは、青梅市風致地区内行為許可申請取下届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可行為者」という。）は、当該許可にかかる行為の取消しをしようとするときは、速やかに青梅市風致地区内行為取消届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(行為の協議の申出)

第8条 条例第3条第3項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる書類それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

(1) 青梅市風致地区内行為協議申出書（様式第6号）

(2) 別表に掲げる行為の区分による図面

(行為の通知)

第9条 条例第4条の規定による通知をしようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 青梅市風致地区内行為通知書（様式第7号）

(2) 別表に掲げる行為の区分による図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面

(許可事項の変更の届出)

第10条 許可行為者は、当該許可にかかる行為を変更しようとするときは、事前に協議し、青梅市風致地区内行為変更届（様式第8号）2通を市長に提出しなければならない。

(許可の承継の届出)

第11条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた行為にかかる事業の譲渡があったとき、または条例第3条第1項の規定による許可を受け

た者について相続もしくは合併があったときは、譲受人または相続人もしくは合併後に存続する法人もしくは合併により設立した法人は、遅滞なく青梅市風致地区内行為許可承継届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（行為の完了の届出）

第12条 許可行為者は、当該許可にかかる行為を完了したときは、速やかに青梅市風致地区内行為完了届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条、第8条、第9条関係）

行為の区分	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の類の採取、水面の埋立てもしくは干拓または屋外における土石、廃棄物もしくは再生資源の堆積	案内図	方位、施行箇所、道路および目標となる土地、建物等
	地形図	縮尺、方位、行為地の境界線、等高線および植生の概要
	計画平面図	縮尺、方位、行為地の境界線および地盤高
	植栽計画図	縮尺、方位、行為地の境界線、既存樹木ならびに植樹木の位置、樹種および大きさ
	縦横断面図	縮尺ならびに切土および盛土の区分（現況および行為後を対比できるようにする。）
	その他協議によるもの	
木竹の伐採	案内図	方位、施行箇所、道路および目標となる土地、建物等
	現況平面図	縮尺、方位、行為地の境界線および等高線
	計画平面図	縮尺、方位、行為地の境界線および伐採木の位置または区域
	その他協議によるもの	
建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転	案内図	縮尺、方位、施行箇所、道路および目標となる土地、建物等
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物、木竹等との関係、敷地内の位置、敷地に接する道路の位置および幅員ならびに植樹木の位置、樹種および大きさ
	平面図	縮尺
	立面図	縮尺、主要部分の材料の種類、仕上げ方法および色彩（4面を原則とする。）
	構造図	縮尺
	その他協議によるもの	

建築物その他の 工作物の色 彩の変更	案内図	方位、施行箇所、道路および目標となる土地、 建物等
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の 建築物その他の主要工作物、木竹等との関 係、敷地内の位置、敷地に接する道路の位置 および幅員ならびに植樹木の位置、樹種およ び大きさ
	平面図	縮尺
	立面図	縮尺、主要部分の材料の種類、仕上げ方法お よび色彩（4面を原則とする。）
	その他協議によるもの	

様式第1号（第5条関係）

青梅市風致地区内行為許可申請書

年 月 日

青梅市長

殿

申請者住所

氏名

㊞

電話

( )

青梅市風致地区条例施行規則第5条の規定により、次のとおり許可の申請をします。

記

1 風致地区の名称

2 行為の場所 東京都青梅市

3 行為の種類

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

木竹の伐採

土石の類の採取

水面の埋立てまたは干拓

建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転

建築物その他の工作物の色彩の変更

屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

(該当する行為にレ印を記入すること。)

4 行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 行為の内容 別紙のとおり

6 添付図書 別表のとおり

7 その他

以上

(別紙)

種類	行為の内容	
□宅地の造成等	施行区域 現況概略	
	施行区域面積	m <sup>2</sup>
	施行理由	
	盛土面積 (盛土量)	m <sup>2</sup> ( m <sup>3</sup> )
	切土面積 (切土量)	m <sup>2</sup> ( m <sup>3</sup> )
	備考	
□木竹の伐採	施行区域 現況概略	
	施行区域面積	m <sup>2</sup>
	施行理由	
	伐採本数	本
	伐採方法	
	備考	
□土石の類の採取	施行区域 現況概略	
	施行区域面積	m <sup>2</sup>
	施行理由	
	採取量	m <sup>3</sup>
	採取後の 土地の形状	
	備考	
□水面の埋立てま たは干拓	施行区域 現況概略	
	施行区域面積	m <sup>2</sup>
	施行理由	
	工事方法	
	埋立て後 の取扱い	
	備考	

種類	行為の内容	
<input type="checkbox"/> 建築物の新築、改築、増築または移転	施行区域 現況概略	
	施行区域面積	m <sup>2</sup>
	施行理由	
	敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>
	構造	
	種別（築）	
	建蔽率	
	壁面後退距離	（道路側） 東          m 西          m 南          m 北          m
		（隣地側） 東          m 西          m 南          m 北          m
	高さ	m
	備考	
<input type="checkbox"/> 工作物の新築、改築、増築または移転	規模	
	構造	
<input type="checkbox"/> 建築物等の色彩の変更	変更内容	
<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積	堆積物の種類	
	堆積量	m <sup>3</sup>
	高さ	m

（該当する行為にレ印を記入すること。）



様式第2号（第6条関係）

番号  
年 月 日

様

青梅市長

印

青梅市風致地区内行為許可書

年 月 日付けで申請のあった風致地区内における行為の許可申請について、青梅市風致地区条例施行規則第6条の規定にもとづき下記のとおり許可します。

記

- 1 風致地区の名称
- 2 行為の場所 東京都青梅市
- 3 行為の種類
- 4 行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 許可の条件

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青梅市長に対して書面により審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青梅市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以 上

様式第3号（第6条関係）

番号  
年 月 日

様

青梅市長

印

青梅市風致地区内行為不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった風致地区内における行為の許可申請について、青梅市風致地区条例施行規則第6条の規定にもとづき下記のとおり許可しないこととしましたので通知します。

記

- 1 風致地区の名称
- 2 行為の場所 東京都青梅市
- 3 行為の種類
- 4 理 由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青梅市長に対して書面により審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青梅市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以 上

様式第4号（第7条関係）

青梅市風致地区内行為許可申請取下届

年 月 日

青梅市長

殿

申請者住所

氏名

㊟

青梅市風致地区条例施行規則第7条第1項の規定により、許可申請の取下げをしたいので届け出ます。

記

- 1 風致地区の名称
- 2 行為の場所 東京都青梅市
- 3 行為の種類
- 4 理 由

以 上

様式第5号（第7条関係）

青梅市風致地区内行為取消届

年 月 日

青梅市長

殿

申請者住所

氏名

㊞

青梅市風致地区条例施行規則第7条第2項の規定により、当該許可にかかる行為を取り消したいので届け出ます。

記

- 1 風致地区の名称
- 2 許可の番号
- 3 行為の場所 東京都青梅市
- 4 行為の種類
- 5 理 由

以 上

様式第6号（第8条関係）

青梅市風致地区内行為協議申出書

年 月 日

青梅市長

殿

住 所

機関名

代表者

⑩

電 話

( )

青梅市風致地区条例施行規則第8条の規定により、次のとおり協議の申出をします。

記

1 風致地区の名称

2 行為の場所 東京都青梅市

3 行為の種類

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

木竹の伐採

土石の類の採取

水面の埋立てまたは干拓

建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転

建築物その他の工作物の色彩の変更

屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

(該当する行為にレ印を記入すること。)

4 行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 行為の内容 別紙のとおり

6 添付図書 別表のとおり

7 そ の 他

以 上

様式第7号（第9条関係）

青梅市風致地区内行為通知書

年 月 日

青梅市長

殿

申請者住所

氏名

㊟

電話

( )

青梅市風致地区条例施行規則第9条の規定により、次のとおり通知します。

記

1 風致地区の名称

2 行為の場所 東京都青梅市

3 行為の種類

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

木竹の伐採

土石の類の採取

水面の埋立てまたは干拓

建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転

建築物その他の工作物の色彩の変更

屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

(該当する行為にレ印を記入すること。)

4 行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 行為の内容 別紙のとおり

6 添付図書 別表のとおり

7 その他

以上

様式第8号（第10条関係）

青梅市風致地区内行為変更届

年 月 日

青梅市長

殿

申請者住所

氏名

㊟

電話

( )

年 月 日付けで許可を受けた下記の行為について、青梅市風致地区条例施行規則第10条の規定により、許可事項の変更をしたいので届け出ます。

記

風致地区の名称			
許可の番号			
行為の場所	東京都青梅市		
行為の種類			
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更理由			

〔注〕 変更前、変更後の図面等を添付して提出すること。

様式第9号（第11条関係）

青梅市風致地区内行為許可承継届

年 月 日

青梅市長

殿

承継者住所

氏名

㊞

電話

( )

青梅市風致地区条例施行規則第11条の規定により、地位の承継をしたので届け出ます。

記

- 1 風致地区の名称
- 2 許可の番号
- 3 行為の場所
- 4 行為の種類
- 5 被承継者

住 所

氏 名

㊞

電 話

( )

- 6 承継年月日

年 月 日

- 7 承継理由

- 8 添付図書

地位の承継を証する書面

以 上



様式第10号（第12条関係）

青梅市風致地区内行為完了届

年 月 日

青梅市長

殿

申請者住所

氏名

㊞

青梅市風致地区条例施行規則第12条の規定により、当該許可にかかる行為が完了しましたので届け出ます。

記

1 風致地区の名称

2 許可の番号

3 行為の場所 東京都青梅市

4 行為の種類

5 着手年月日 年 月 日

6 完了年月日 年 月 日

7 工事施工者

住 所

氏 名

㊞

電 話

( )

8 添付図書 案内図、写真（施行前・作業状況・施行後）

以 上